

議案第 76 号

小田原市保健センター条例の一部を改正する条例

小田原市保健センター条例（昭和 63 年小田原市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

別表中	「	円 900	円 1,100	円 1,000	円 2,200	円 2,400	円 3,500	を
		500	700	600	1,400	1,500	2,100	
		900	1,100	1,000	2,200	2,400	3,500	
		400	500	400	900	1,000	1,400	
		1,000	1,400	1,200	2,700	2,900	4,200	
		2,000	2,800	2,400	5,400	5,800	8,400	
		700	900	800	1,800	1,900	2,800	
		1,400	1,800	1,600	3,600	3,800	5,600	
		3,300	4,400	3,900	8,800	9,400	13,800	
	」							

「	円 1,000	円 1,300	円 1,200	円 2,600	円 2,800	円 4,200	に改める。
	600	800	700	1,600	1,800	2,500	
	1,000	1,300	1,200	2,600	2,800	4,200	
	450	600	450	1,000	1,200	1,600	
	1,200	1,600	1,400	3,200	3,400	5,000	
	2,400	3,200	2,800	6,400	6,800	10,000	
	800	1,000	950	2,100	2,200	3,300	
	1,600	2,000	1,900	4,200	4,400	6,600	
	3,900	5,200	4,600	10,500	11,200	16,500	
	」						

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、令和 9 年 4 月 1 日以後の利用施設の使用に係る使用料について適用し、同日前の利用施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

令和 8 年 9 月 1 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

(理由)

受益と負担の適正化の観点から保健センターの使用料の額を引き上げるため提案する
ものであります。